

開講年度・学期	2018年度・前期	授業形態	講義
科目名	知的財産法	科目ナンバー	JASOC3304
英語表記	Intellectual Property Law	担当教員	松村 信夫
単位数	2		

科目の主題

知的財産法は、人や企業の知的創作活動の成果や業務上の信用を保護するとともに、その適正な利用との調和を目的としている。

近年、経済のソフト化や Iot 化に伴い、知的財産権に対する社会的関心は高まる一方であるが、このような知的財産権法の目的や本質が正しく理解されているかに関しては、甚だ疑問である。

私は、実務家（弁護士）として約35年以上知的財産法分野の業務に携わってきたが、その経験に照らしても、知的財産権法は決して特殊な法分野ではなく、取引社会における基本原理を定めた市場行動規範のひとつにすぎないと考えている。ただ、対象が、民商法等が主たる対象とする有形資産ではなく無形の知的財産であるというところにその特殊性があるにすぎない。

したがって、知的財産法を学ぶ為には、その目的と体系を知るだけでなく、背後に存在する社会現象や経済的ニーズを正しく理解しなければ意味がないが、興味さえあれば誰でも理解可能な法律（法体系）である。

授業の到達目標

本校では、学部の講義についてはわずか2単位（15時間）の講義時間が割り当てられているにすぎないので、上記のような知的財産法の目的や本質をどこまで十分に受講生に伝えられるかは分からない。

そこで、学生諸君にまず知的財産法に関心を持ってもらい、その概略を理解してもらう為に知的財産権（主に創作法たる特許権－著作権法系）の主要な論点に関する基本的判例も織り込みながら講義を進めたいと考えている（もちろん、この場合にも講義レジュメを配布するとともに、基本書を指定して学生諸君が知的財産法の概要を理解できるように配慮したい。）が、講義の方法や内容については第1回の講義時間に学生諸君の意見も聞き最終決定をしたいと考えている。

授業内容・授業計画

第1回	知的財産法の意義と目的 ファービー人形の模倣例等を素材にしながらケーススタディを行う。
第2回	特許権による保護と限界 切りもち事件等を素材としてケーススタディを行う。
第3回	商標権による知的財産保護と限界 ヤクルト事件等を素材としてケーススタディを行う。
第4回	著作物の要件と限界（特に応用美術、実用品や図面の著作物性に関する最近の判例や学説）について解説する。
第5回	保護対象としての著作物Ⅱ（特殊な著作物） 編集著作物・データベースの著作物の要件、二次的著作物と原著物、ゲームソフトと映画の著作物等との権利関係等につき解説する。

第 6 回	著作権の権利内容 I 権利内容としての主要な支分権（著作権法第 21 条乃至 28 条）と著作者人格権について解説する。
第 7 回	著作権の権利内容 II 前回の講義に引き続き、支分権（著作権法 21 条乃至 28 条）のうち主要な権利の効力について検討する。
第 8 回	著作権の権利内容 III 著作権の権利内容となる支分権のうち頒布権、譲渡権、貸与権を中心とした講義及び事例研究を行う。
第 9 回	著作権の権利内容 IV 支分権のうち、翻案権（著作権法 27 条）及び二次的著作物に関する原著作物の著作者の権利（同 28 条）について解説する。
第 10 回	著作者人格権の権利内容 著作者人格権の内容たる公表権、氏名表示権、同一性保持権について解説及び事例分析を行う。
第 11 回	著作権・著作者人格権の帰属主体 職務著作（著作権法 15 条）や映画の著作物の著作者（同 16 条）及び著作権者（29 条）等につき検討する。
第 12 回	著作権の保護期間・著作権の譲渡及び利用許諾 著作権の保護期間の始期及び終期、著作権の譲渡と利用許諾の相違について講義・事例研究を行う。
第 13 回	著作権・著作者人格権侵害と民事救済 知的財産権（主に特許権及び著作権）の侵害に対する民事救済としての差止及び損害賠償請求の概要と主要な論点につき、講義及び事例研究。
第 14 回	著作権及び不正競争防止法の周辺領域、キャラクター・パブリシティ等に関する権利保護について判例・事例をまじえた講義及び検討を行う。
第 15 回	著作権及び不正競争防止法の周辺領域、パロディと著作権、応用美術をめぐる最近の判例
事前・事後学習の内容 講義はレジュメを事前に配布し、これを中心に行う。 基本書 松村信夫＝三山峻司「著作権法要説～実務と理論～」(世界思想社) 判例集 著作権判例百選〔第 4 版〕(有斐閣)	
評価方法 原則として期末試験を 70 パーセント、レポート・平常点を 30 パーセントとして評価する。	

受講生へのコメント
教材
その他
履修可能最低年次 3 年次生以上